

## 総務常任委員会記録

令和5年 第2回定例会																	
1 日 時	令和5年 6月13日(火) 午前10時00分 開会 午前11時05分 閉会																
2 場 所	第1委員会室																
3 出席委員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 70%;">藤田 義昭</td> <td>委員長</td> </tr> <tr> <td>大貫 桂一</td> <td>副委員長</td> </tr> <tr> <td>佐藤 誠</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>舘野 裕昭</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>大貫 毅</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>鈴木 敏雄</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>津久井 健吉</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>横尾 武男</td> <td>委員</td> </tr> </table>	藤田 義昭	委員長	大貫 桂一	副委員長	佐藤 誠	委員	舘野 裕昭	委員	大貫 毅	委員	鈴木 敏雄	委員	津久井 健吉	委員	横尾 武男	委員
藤田 義昭	委員長																
大貫 桂一	副委員長																
佐藤 誠	委員																
舘野 裕昭	委員																
大貫 毅	委員																
鈴木 敏雄	委員																
津久井 健吉	委員																
横尾 武男	委員																
4 欠席委員	なし																
5 委員外出席者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 70%;">大島 久幸</td> <td>議長</td> </tr> <tr> <td>小島 実</td> <td>副議長</td> </tr> </table>	大島 久幸	議長	小島 実	副議長												
大島 久幸	議長																
小島 実	副議長																
6 説明員	別紙のとおり																
7 事務局職員	湯澤 書記																
8 会議の概要	別紙のとおり																
9 傍聴者	2名																

## 総務常任委員会 説明員

副市長		福田 義一	1名
秘書室	秘書室長	益子 則男	1名
総合政策部	総合政策部長	秋澤 一彦	9名
	危機管理監	星野 栄一	
	総合政策課長	斎藤 史生	
	財政課長	半田 和之	
	いちご市営業戦略課長	柏熊 隆夫	
	地域課題対策課長	大場 隆光	
	デジタル政策課長	柿沼 紀子	
	地域課題対策担当	北島 礼弘	
	総合政策課総務係長	川田 孝郎	
行政経営部	行政経営部長	篠原 宏之	8名
	行政経営課長	網 浩史	
	人事課長	小泉 宏	
	税務課長	鈴木 智久	
	納税課長	小林 春彦	
	行政経営課長補佐	高橋 洋一	
	契約検査課長補佐	亀山 努	
	税務課市民税係長	野中 富弘	
市民部	市民部長	福田 浩士	5名
	生活課長	佐藤 美樹子	
	協働のまちづくり課長	松島 貴行	
	市民課長	青木 康子	
	人権・男女共同参画課長	斎藤 正幸	
会計課	会計管理者	渡辺 富夫	1名
議会事務局	議事課長	渡辺 稔近	1名
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長	湯澤 紀之	1名
監査委員事務局	監査委員事務局長	仲田 順一	1名
消防本部	消防長	若林 雄二	6名
	消防総務課長	渡邊 靖	
	予防課長	曾篠 伸次	
	地域消防課長	大島 賢一	
	警防救急課長	榎田 隆	
	通信指令課長	永岡 和也	
合 計			34名

## 総務常任委員会 審査事項

- 1 議案第 3 7 号 専決処分事項の承認について（令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 1 2 号））
- 2 議案第 4 0 号 専決処分事項の承認について（鹿沼市税条例の一部改正）
- 3 議案第 4 1 号 専決処分事項の承認について（鹿沼市都市計画税条例の一部改正）
- 4 議案第 4 3 号 専決処分事項の承認について（令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 3 号））
- 5 議案第 4 4 号 令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 4 号）について
- 6 議案第 4 6 号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 7 議案第 4 7 号 佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について
- 8 議案第 4 8 号 鹿沼市税条例の一部改正について
- 9 議案第 5 0 号 鹿沼市火災予防条例の一部改正について
- 10 議案第 7 5 号 令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 5 号）について
- 11 陳情第 4 号 G 7 男女共同参画・女性活躍担当大臣会合にむけて、ジェンダー平等達成のために女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める陳情

## 令和5年第2回定例会 総務常任委員会概要

○藤田委員長 それでは、開会に先立ちましてお願いをいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、マイクにより明瞭にお話し願います。

また、付託された議案については、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いいたします。

また、暑いので、上着を脱いでの審議、許可いたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案10件、陳情1件であります。

それでは、早速審査を行います。

はじめに、陳情第4号 G7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合にむけて、ジェンダー平等達成のために女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める陳情につきましては、陳情の趣旨を述べるため、陳情人にお越しいただいておりますので、陳情第4号から審査したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、陳情第4号 G7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合にむけて、ジェンダー平等達成のために女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

この件につきましては、鹿沼市議会基本条例第6条第3項の規定により、陳情人である、とちぎでジェンダー平等を進める会から、阿部様にお越しいただいておりますので、陳情人の入室を許可いたします。

(陳情人入室)

○藤田委員長 阿部様、お疲れさまです。ありがとうございます。

早速ですが、G7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合にむけて、ジェンダー平等達成のために女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める陳情について、5分程度で説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○陳情人 皆様、こんにちは。

本日は、意見陳述をさせていただく機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、とちぎでジェンダー平等を進める会の阿部と申します。

今回、陳情のほうを提出させていただいた理由には、皆様御存じだと思いますけれども、大きな理由があります。

それは、栃木県と、あと日光市のほうで、共同で、G7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が行われているということにほかなりません。

この絶好の機会を迎えて、今、私も女性ですので、思っていることがあります。ジェンダー平等がなされていないこの日本において、やはり一刻でも早く女性、そして男

性にとっても、両方にとっても活躍できる社会を目指して、ジェンダー平等を進めさせていたいただきたいと思って、今回の政府に対する意見書を提出していただきたいという陳情を出させていただきました。

もう皆様御存じだと思うのですが、今私たち女性の取り巻く環境は、ジェンダー平等は146カ国中116位です。

世界女性国会議員ランキング、衆議院169位、参議院43位。

夫婦同姓を法で強制されるのは日本だけ。

男女賃金格差は女性は男性の75.2%。非正規雇用の割合、男性21.8%、女性53.6%。

妊娠・出産で退職率、女性は46.9%。

大臣いわく、セクハラ罪という罪はない。

国会議員いわく、LGBTは生産性がない。

医学部入試で女性は減点。

これが日本の現状です、これは世界に誇れることでしょうか。

私の個人的な体験も、すごく思うところがあります。

やはり子供が風邪を引いたときに休むのは女性です、それで仕事に影響を与えます。

そうすると、女性は評価されてきません。

一方、夫はどうかというと、風邪で自分が休むなど考えもつかない、これは夫への批判ではありません、一「夫」という、日本で生きる典型的な方だと思っておりますので。

そういう中で女性がこれから活躍しようと思うときに、まだまだハードルがあります。

皆様方は、お子さんのおむつを替えたことがありますか、この後、おうちに帰ったときに、家事をされますか。

そういったことが、女性を追い詰めているのです。

多分男性の方にとっては、それが当たり前前の社会なので、妻を追い詰めているという、加害者意識はないかもしれません。

ですけれども、女性にとっては、それはすごく重いのです。

自分が何かしたいと思ったときに、子育てすることがハンディになる、そういった社会はやめていただきたいと思っています。

それが、今、少子化にすごくつながっていると思っています。

子供を産み育てたいと、結婚するのも自由、子供を産むのも、産まないのも自由でございしますが、子供を産みたいと思ったときに、そういうことがハードルになるのです。

ですから女性は、自分のキャリアをとるか、子育てをとるか、その結果が少子化ではないでしょうか。

これは本当に地方にとって大問題だと思っています。

本当にもう、もう少なくなって、そういうものの背景にジェンダー不平等な世の中があると私は考えています。

そして、男性にとっても大変なことがあると思います。

自分で稼がなくてはならない、その重責はすごく重いと思います。

しかし、2人、みんなで支えていけば、男性の重責もなくなります。

もっと家庭に向き合う努力、それは本当に経済界が担っていかなくてはならないと思うのですが、そういったことも、日本では進んでいないです。

ですから、この選択議定書、もし、そういった不平等があるなら、個人通報制度ということで、世界に訴えられることができます。

外圧を嫌うということで、政府のほうに批准を進めていないのだと思うのですが、もう外圧であれ、何であれ、一刻も早く進めないと、この日本は終わってしまいます。

ですから、政治分野でも、女性の比率も低い、そういった日本において、政治の分野で、まず意思を示していただきたいと思っています。

G7は、そういった格好の機会であります。

逆に、非難される機会でもあります。

この意見書のほうを提出、ちなみに栃木県会議員のほうにも提出させていただきましたが、不採択です。

「どういうことですか？真剣に向き合わないのですか？そういうことをG7に来ている世界に示していいのですか？」、私は強く訴えたいと思います。

やはりこの機会を置いて、政治分野でこそ、男女平等の意思を示していただきたい、地方議員には、その責務があると思っています。

今回本当に、大変、G7の大臣会合が来ます、もう間もなくでございます。

この結果を、皆様方にとって世界に発信していただいて、「日本は本気で取り組むんだ」ということを政府にも示していただきたいと思います。

私の陳述は以上になります。

お時間いただきまして、ありがとうございました。

○藤田委員長 はい、ありがとうございました。

陳情人の説明は終わりました。

陳情人に確認したいことはありますか。鈴木委員。

○鈴木委員 日本の場合は、この女性差別撤廃条約は批准しているわけですがけれども、この女性差別撤廃条約、その選択議定書というのはまだということで、それを批准してくれということだと思うのですが、この選択議定書の中身をちょっと詳しく教えてくださいませんか。

○藤田委員長 では説明をお願いします。よろしくをお願いします。

○陳情人 選択議定書なのですがけれども、2つあります、個人通報制度ですね、あと調査制度。

例えば、個人通報制度で世界で訴えた事件が、フィリピンの強姦事件があります。

フィリピンのところでは、女性が強姦に遭いながら、そのフィリピンでは認められなかった。

それを、こちらの女性撤廃条約委員会のほうに、個人が訴えて、そして、そこから勧告が出ています。

それが、大きな役割で、そのほかいくつか、ブラジルのマイノリティー女性の出産死亡事件、スペインの面会交流権の子供の殺害事件、そういった国で認められなかったことが世界に訴えて、世界から勧告が出るというのが、選択議定書の主な役割になります。

例えばですね、もう本当に沖縄で、強姦事件が絶えません。

相手は米軍の人たちです。

ですから、決して勝つことはないですね。

そういったことも訴えられるという、権利を保障することになります。

やはり、政府が動いてくれないなら自分が動く。

ただ、それが逆に、日本の政府にとったら外圧と感じていて、「司法に介入される」というふうな懸念から、今まで批准されていなかったのですけれども、茂木大臣も、岸田首相のほうも、その司法が国際からの外圧を受けるということは、もう考えていないというのが、最近では答弁を変えていまして、「積極的に批准していきたい」というのは茂木大臣も、2020年に国会答弁されています。

選択議定書の批准は、こういった大きな役割があります。

以上です。

○藤田委員長 ほかに確認したいことはございますか。

○鈴木委員 もう一つだけ。

○藤田委員長 では、鈴木委員。

○鈴木委員 今、先ほど、ちょっと例を挙げていただきましたけれども、例えば、フィリピンのその強姦事件は採用されなかったというので、それで個人通報制度で訴えたと。それで、勧告がきたということですね。

それで、その結果、どういうことになったのですかね、それは。

○陳情人 勧告ですので、国に対して3つの勧告が出ています。

通報者に適切な補償をすること、強姦事件への司法手続を遅滞なく行うこと、法的手続が偏見や固定的なジェンダー概念の影響を受けないよう措置をとることを勧告されています。

○鈴木委員 勧告ですね、要するに。

○陳情人 はい、まあ勧告ですけれども、世界から言われていますので。

これで、本当に当事者、政治家の人たちや裁判所がそういう勧告を受けて、きちんと考えていく、そういった形になるかと思えます。

○藤田委員長 ありがとうございます。

ほかに確認したいことはございますか。佐藤委員。

○佐藤委員 この女性差別撤廃条約選択議定書というのを批准していくことで、どんなメリットがあるかということが大切だと思う中で、今伺いますと、例えば、レイプされたのに裁かれないものが裁かれるようになるとか、少数民族の出産ですか、というのが円滑にいくって。

やっぱり、今、日本だと、そういうのができてないという認識の上で、そういうデメリットを解消するために、あとアメリカ人が沖縄で女性をばんばんレイプしてしまっているという、それを防ぐというのが基本的な目的になっているのでしょうか。

○藤田委員長 では、阿部様、お願いします。

○陳情人 これは1例ですね、

本当に、特に強姦事件は、精神の殺人と言われるほど、女性にとっては重い、男性でもね、そういうことに遭うので、あれなのですけれども、本当に救済されない。

私も沖縄の視察に行かせていただいたときに、一番驚いたのは、お祭りをする際に、地元の青年団がまず米軍の方からそういった被害を受けないためのことを第一に考えなくてはならないということ衝撃を受けました。

そのことを知った青年団の人が、市議会議員になられたというお話を聞きました、ここまでひどい状況なのだなと。

沖縄は日本です、決して他人事ではないと思います。

それで、米軍は沖縄だけにあることではないのです。

それで、そんな米軍だけではなくて、日本でも私、DV被害者の方のサポートをさせていただいて、DV被害に遭った方の裁判支援をさせていただきましたが、まあひどいです、まず認めていただけない。

ですから、それ日本で救われなかったら、やっぱり誰かが救っていかねばならない。

それでまた、また、これだけではなくて、このスペインの面会交流の子供の殺害事件とか、日本でも適用されるのですね、今共同面会制度とかという形で、問題になっていると思います。

それを、やはり世界ではどうしているのだと、日本でどうすべきかという指針にもなるのですね。

ですから、この、今ちょっと、私もちょっと偏ってしまった事例ばかり上げてしまった気もするのですけれども、もう少し選択議定書というのは幅広い案件を扱っていますので、トピックは、この事件は誰でも個人的に受ける可能性があるということなので、選択議定書のこの冊子では取り上げていますが、ほかにもいっぱい選択議定書はあるのですね。

ですから、そういった幅広い男女平等を進める上で、日本だけではなくて、もう日本は世界の中の一つですから、世界基準として、どういった人権意識があるべきかという、そういったことを選択議定書は求めていますので。

それで、これだけではなくて、年次報告も求められます。

それが、選択議定書になります。

今どんな順序で進んでいる、選択議定書もいろんな種類もありますので。

こんな感じでいいですか。はい。

○藤田委員長 ありがとうございます。

では、佐藤委員、よろしくをお願いします。

○佐藤委員 個別の何か、社会のね、日本の問題を解決するというよりは、その理念としてのジェンダー平等ということを図っていこうというような、そういう理念のほうがお強いですか。

それとも、具体例ですね、アイヌ民族の出産を妨げたくないとか、沖縄の少女たちを米兵から守りたいとかって、どちらでしょう。

これ理念をつくっていこうというのなのか、本当に何か個別の案件を解決したいということ、どちらが阿部さんの中ではお強いでしょうか。

○藤田委員長 説明をお願いします。

○陳情人 両方です。

理念があっても、現実的な措置制度がなければ、理念は生かせません。

それで、現実的な事件から解決されなかったら、個人は、「あ、こういう日本なんだ」と、「誰も私を守ってくれないんだ」と、そういう日本を愛せますか、それで誰が救って

くれるのですか。

ですから、理念と現実的なことをセットでいかないと。

ですから、女性差別撤廃条約と、この選択議定書は両輪だと、選択議定書は措置をして、権利を現実的に守るといふ、こちらが理念で、こちらが実行なのですね。

今、日本は、理念は批准していますけれども、こちらの実行計画のほうに、政府が重い腰を上げないという、ですから片輪なのです。

ですから、女性の平等が進まずに、ここまできて、少子化がきていると思っています。以上です。

○藤田委員長 ありがとうございます。

ほかに確認したいことはございますか。

では、確認事項もないようですので、ここで陳情人の退席を求めます。

お疲れさまでした。

○陳情人 ありがとうございます。

○藤田委員長 ありがとうございます。

(陳情人退席)

○藤田委員長 それでは、陳情第4号について、各委員の意見、考えなどを伺った上で結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、各委員の意見、考え等をお願いいたします。

意見、考え等のある方は挙手願います。佐藤委員。

○佐藤委員 ジェンダー平等なり、もっと下がれば男女平等というのは、大前提なのだと思うのですよ。

なかなか、「そうじゃない」なんていうことを言えるだけの哲学と根性がある人なんていうのは、思ってもいないのだと思うのですけれども、そういう意味では、社会的にはね、もっともっと、そういうふうに女性ももっと自由に活躍できるようになったほうがいいのでしょうし、そういう性別にとらわれない生き方というのは進めていくべきなのだと思うのですが。

では、それが今、提案された選択条約というのにつながるかということ、理念ということでは、今少し伝わるものはあったのですけれども、では個別の具体例ってあったときには、なかなかこうね、アメリカのとか、アイヌのとか、犯罪者の面会となると、もっと、ではそういった個別のものをやっていくことが重要なのではないかなと思うと、なかなか一概に、今来て、国もいろいろな慎重な判断のもと、それは採択してないということも、自分は不勉強でありますので、今、賛否を問われてしまえば、私は慎重な意見、スタンスから反対にはなってしまうのですが、皆さんの中で継続してもう少しだけ。

まあ、したって一緒なのですけれども、みんな、どうせ調べもしないので。

まあ、もう少しワンクッション置いてというのは、ありなのかなと思います。

今、求められれば反対です、継続の提案があれば賛成します。

○藤田委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見のある方、鈴木委員。

○鈴木委員 先ほど、私が言ったようにね、日本としては女性差別撤廃条約が採択されて、批准されているわけですが、問題はこの、いわゆるこの女性差別撤廃条約選択議定書というのが、この条約を批准しても、議定書のほうは批准していない国もまだあるということで、要するに、その国の司法制度に介入するということ、いわゆるこの司法制度に対して、外圧が加わるということで、慎重になっているということです。

私もはっきり言って、これについてはまだ不勉強でありますので、なぜ日本政府がこれを批准していないのか、また、なぜ、県議会のほうで不採択にしたのか、また、他市議会の動向も見て、継続のほうがいいのではないかと私は思います。

○藤田委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見等ある方、お願いいたします。大貫委員。

○大貫委員 慎重にいろいろと検討するということは、悪いことではないと思いますが、私的には、日本、やっぱりジェンダー平等に非常に、先ほども言われたように遅れているのは間違いないですね。

やっぱり、この選択議定書も、にわか知識ですけども、OECDの38カ国の中で、批准をしてないのは日本とラトビア、イスラエル、エストニアの4カ国だそうです。

だから。

(「アメリカ」と言う者あり)

○大貫委員 いや、アメリカしているでしょ。

(「している?」と言う者あり)

○大貫委員 まあ非常にそういう意味では、取り残されているのだろうというふうに思います。

それで、各自治体でも、何か、164の自治体がもう意見書を提出しているとか、そういう広がりもあるようですし、せつかく栃木県で、G7の、何でしたっけ、女性の。

(「活躍担当大臣会合」と言う者あり)

○大貫委員 え、そうですね、それがありますから、それに合わせて、採択をすることもいいのではないかなというふうに思います。

まあ時宜を得た対応なのではないかなというふうに思います。

以上です。

○藤田委員長 ありがとうございます。

ほかにありますか。横尾委員。

○横尾委員 これまでの話を聞いただけではちょっと結論が出ないと言いますか、どちらとも言えないというような感じがしましたので、もう少し審議をすべきであるかなというふうに思いますので、私は継続でお願いできればというふうに思っています。

○藤田委員長 わかりました。

ほかにご意見等ございますか。

○館野委員 みんなしゃべっていますから。

○藤田委員長 では、よろしく申し上げます。館野委員。

○館野委員 館野です。

説明を聞いた上で、理解できるところと、そうでないところがちょっと出ましたので、もうちょっと精査をしながら、阿部さんだけの意見もあるでしょうけれども、その市全

体とか、県のほうでも、先ほど否決、不採択とかというお話もあったので、そういった理由なんかをちょっと、もうちょっと精査した上で、結論を出していてもいいのではないかと思いますので。

今回は、1回ぐらいは精査する上で、継続で、もしお願いできればと思います。

○藤田委員長 はい、ありがとうございます。

もし、よろしければ、どうですか。

津久井委員、何かご意見、もし、ありましたら、お願いします。

○津久井委員 私も前向きにね、検討するというところで、継続で、お願いします。

○藤田委員長 わかりました。

副委員長、大丈夫ですか。

○大貫副委員長 継続で。

○藤田委員長 皆さん、ありがとうございました。

それでは、発言が出尽くしたようですので、陳情第4号の取り扱いについて、採決を行います。

お話を伺ったところ、継続が、ご意見が多かったということですが、では、これは挙手をお願いしたいのですけれども。

お諮りいたします。

陳情第4号について、継続審査とする委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○藤田委員長 はい、ありがとうございました。

では、挙手多数ということで、陳情第4号については、継続審査とすることに決しました。

では、次の議案に入ります。

次に、議案第37号 専決処分事項の承認について(令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第12号))のうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。半田財政課長。

○半田財政課長 財政課の半田です。よろしくお願いたします。

議案第37号 専決処分事項の承認について(令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第12号))のうち、総合政策部所管の関係予算の主な内容について、ご説明いたします。

お手元の「令和4年度補正予算に関する説明書」、表紙に「一般会計(第12号)」と入っているもの、その3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

上から4段目、2款 地方譲与税のうち、1項 1目 地方揮発油譲与税、及び2項 1目 自動車重量譲与税、ここから2段下の、3款 利子割交付金から、5ページの下から2段目になりますが、11款 地方交付税まで、これにつきましては、それぞれ交付額の確定による補正であります。

その主な内容であります、まず、5ページの2段目、6款 法人事業税交付金、5,109万4,000円の増につきましては、交付決定によるもので、前年度決算額と比較しますと、4,359万7,000円、23.3%の増となっております。

次に、3段目、7款 地方消費税交付金、1億5,966万8,000円の増につきましては、

交付決定によるもので、前年度決算額と比較しますと、5,798万8,000円、2.4%の増となっております。

次に、5ページの下から3段目、10款 地方特例交付金、486万3,000円の増につきましては、「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」の交付決定によるものであります。

令和3年度限りにおきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい環境にある中小企業に対する減免措置に対する補填が実施されましたが、法改正により新型コロナに係る先進設備等に該当する家屋及び償却資産の減免に改正されたものであります。

令和4年度の新型コロナに係る地方特例交付金交付額は486万3,000円であり、前年度の決算額と比較しますと、1億9,951万2,000円、97.6%の減となっております。

次の段、11款 地方交付税、2億4,490万7,000円の増につきましては、特別交付税の交付決定によるものであります。

令和4年度の特別交付税交付額は6億4,490万7,000円であり、前年度の決算額と比較しますと、2,887万4,000円、4.7%の増となっております。

7ページをお開きください。

中段の、15款 国庫支出金、2項 1目 総務費国庫補助金のうち、8ページになりますが、1節 地方創生臨時交付金、1,949万6,000円の増につきましては、国の追加内示に伴うもので、令和4年度の予算総額は10億5,818万3,000円となり、前年度予算額と比較しますと、6億365万2,000円、43%の増となっております。

9ページをお開きください。

一番下の段の、18款 寄附金、1項 1目 総務費寄附金のうち、10ページになりますが、2節 ふるさとかぬま寄附金、7,038万7,000円の増につきましては、受け入れ実績に伴うもので、令和4年度の受け入れ総額は4億7,038万7,000円となり、前年度決算額と比較しますと、9,067万9,000円、23.9%の増となっております。

13ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明いたします。

一番上の段の、2款 総務費、1項 1目 一般管理費の説明欄、ふるさと納税推進事業費、3,059万2,000円の増につきましては、ふるさとかぬま寄附金の増に伴いまして、返礼品等にかかる経費を増額するものであります。

あわせまして、次の、新型コロナウイルス対策基金積立金、202万7,000円の増、また、目を一つ飛びまして、11目の地域振興費、説明欄の2つ目の「○」、かぬま・あわの振興基金積立金、3,734万5,000円の増につきましては、いずれも、ふるさとかぬま寄附金について、令和4年度の寄附者の指定実績に基づき、各基金への積立額を調整するものであります。

また、かぬま・あわの振興基金積立金の積立金のうち、100万円につきましては、教育振興を目的とした一般寄附の受け入れによるものであります。

戻りまして、その上の段、8目 財産管理費、説明欄の一つ目の「○」、財政調整基金積立金、2億円の増につきましては、今後の円滑な財政運営のために積み立てるもので、令和4年度末の基金残高見込み額は、36億1,706万8,000円であります。

15ページをお開きください。

一番上の、3款 民生費、1項 1目 社会福祉総務費の説明欄の5つ目の「○」、物価高騰市民生活支援事業費、1,794万9,000円の減につきましては、物価高騰対策を目的とした市民1人当たり3,000円の商品券給付事業の実績により減額するものであります。飛びまして、23ページをお開きください。

下から2段目、12款 公債費、1項 2目 利子、1,049万6,000円の減につきましては、市債の償還実績見込みにより減額するものであります。

一番下、14款 予備費、1,257万1,000円の増につきましては、歳入歳出の調整額を計上したものであります。

以上で、令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第12号）のうち、総合政策部所管の関係予算の説明を終わります。

○藤田委員長 網行政経営課長。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です。よろしくお願いいたします。

議案第37号 専決処分事項の承認について（令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第12号））のうち、行政経営部所管の関係予算の主な内容につきまして、ご説明をいたします。

令和4年度補正予算に関する説明書、一般会計の3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明をいたします。

1段目にあります、1款 市税、1項 2目 法人、法人市民税における、右側4ページの説明欄、法人均等割、法人税割、2つ合わせまして、5,635万8,000円の増につきましては、新型コロナウイルスの影響などによります企業収益の減少が、見込みを下回ったことが主な要因であります。

2段目、3項 2目 軽自動車税環境性能割、1,096万3,000円の増につきましては、販売実績台数により増額するものであります。

続きまして、3段目、4項 1目 市たばこ税、8,473万6,000円の増につきましては、令和3年10月からのたばこ税増税の影響等を考慮いたしまして、売り渡し本数の減少を見込んでおりましたが、減少がみられなかったことから、実績に基づき増額するものであります。

続きまして、9ページをお開きください。

上から4段目、17款 財産収入、2項 1目 不動産売払収入、3,322万8,000円の減につきましては、33件分の不動産売り払い実績に伴うものであります。

次に、歳出についてご説明をいたします。

13ページをお開きください。

1段目にあります、2款 総務費、1項 8目 財産管理費におけます、右側14ページの説明欄、2つ目の「○」、公共施設整備基金積立金、8億円の増につきましては、今後、実施が見込まれます事業実施のために積み立てるものでありまして、令和4年度末の基金残高につきましては、32億9,971万3,000円であります。

以上で、令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第12号）のうち、行政経営部所管の関係予算の説明を終わります。

○藤田委員長 佐藤生活課長。

○佐藤生活課長 生活課長の佐藤です。よろしくお願いいたします。

議案第 37 号 専決処分事項の承認について（令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 12 号））のうち、市民部所管の関係予算の主な内容について、説明いたします。

まず、歳入について、説明いたします。

令和 4 年度補正予算に関する説明書、一般会計の 7 ページをお開きください。

2 段目、15 款 国庫支出金、2 項 1 目 総務費国庫補助金の右側のページ、2 節 戸籍住民基本台帳費国庫補助金、2,216 万 7,000 円の減につきましては、個人番号カード交付事業費補助金及び事務費補助金の確定によるものであります。

次に、11 ページをお開きください。

一番下の段、22 款 市債、1 項 1 目 総務債の説明欄 2 行目、コミュニティセンター整備事業債、2,080 万円の減につきましては、西大芦コミュニティセンター整備の財源として辺地債の発行を予定しておりましたが、辺地債は国予算の範囲内での配分となるため、示された上限額との差額を減額するものであります。

次に、歳出について、説明いたします。

13 ページをお開きください。

1 段目、2 款 総務費、1 項 11 目 地域振興費の説明欄、1 つ目の「○」、コミュニティセンター整備事業費、1,311 万 2,000 円の減につきましては、西大芦コミュニティセンター建築工事費の確定によるものであります。

3 段目、3 項 1 目 戸籍住民基本台帳費、4,299 万円の減につきましては、個人番号カード関連事務等の委任先であります地方公共団体情報システム機構に支払う負担金の減額等によるものであります。

次に、19 ページをお開きください。

1 段目、4 款 衛生費、1 項 7 目 墓地埋葬費の説明欄、見笹霊園費、320 万円の増につきましては、昨年度から実施しております見笹霊園 17 号墓域の整備工事について、カロウト下部の排水処理工事等の追加により、工事費の増額をするものであります。

なお、本工事につきましては、令和 5 年度への繰り越し事業となっており、今回の増額分についても繰越明許費を設定しております。

以上で、令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 12 号）のうち、市民部所管の予算の説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。佐藤委員。

○佐藤委員 生活課長にお伺いします。

西大芦のコミュニティセンターの辺地債、12 ページですか、減額になったというのは、結局、国からの補助が減ってしまったので、あわせて、総事業費が減ったので、それにあわせて発行できる債権が減ってしまったと、そういう認識でいいでしょうか。

もともとは、補助金が減らされたという認識でしょうか。

○藤田委員長 半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。

地方債に関することですので、財政課よりお答えさせていただきたいと思います。

こちら辺地債につきましては、あくまでも地方債、借金になります。

補助金ではないという形にはなるのですが、あくまでもその辺地債を借りたものにつ

きましては、その残りの8割を国のほうが後ほど交付税で補填するという趣旨のものになっております。

そのため、国のほうの予算の範囲内で辺地債が発行できるという形になっておりまして、実際に国から借金をするというような形になっております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 よくわからないのですけれども、だから、もう国から内示された、「辺地債で補填できる額が鹿沼市はこれぐらいだよ」って示されたから逆算して、辺地債が鹿沼市はこれだけしか発行できないということで、当初予定したよりも下がったのでという減額なのでしょうか。

あと、もう1回、その西大芦コミセンの事業費というものの変動というのも絡めて説明してもらわないと、ちょっと背景というのが理解しにくいので、お願いします。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。半田財政課長。

○半田財政課長 佐藤委員の質問につきまして、起債の部分につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、辺地債につきましては、鹿沼市において辺地計画を策定しておりまして、その計画を国に届け出ております。

その中で5年間の計画で、どのような形で起債を計画しているというのをまず前提として、議決をいただいているものになります。

その上で、令和4年度の計画としまして、西大芦コミュニティセンターにつきまして、この減額になる前の予算額で申請のほうを行いました。

その申請をした結果としまして、約1割ほど減額になったというような状況になっております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 だから、結局申請を、「西大芦のコミセンでこういうふうにやりたい」って申請したけれども、減額になったから減ったという認識でいいかと思うのですけれども、どうしてこれ、こう回りくどい答え方をするのかなって、ちょっとわからないのですが。

ただ、西大芦の、いいですよ、総事業費が減ったというのは認識しましたので、質問は以上です。

○藤田委員長 横尾委員。

○横尾委員 歳出のですね、13ページ、8番の財産管理費という流れの中で、説明欄24の積立金ということで、公共施設整備基金積立金ということで、内容について、どの用のあれで、積立金の内容はどのようにこれから使っていくのか、説明を求めます。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。網行政経営課長。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です。

横尾委員から質問いただきました、公共施設整備基金積立金の内容について説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、今後、学校施設の長寿命化ですとか、思川の開発事業、水源地域のことで、そちらと小中学校のタブレット更新ほか、鹿沼インター産業団地整

備事業、こういった大型事業が予定、見込まれておりまして、それにあわせて計画的に財源を確保していくという観点から、積み立てている基金ということでございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 横尾委員。

○横尾委員 わかりました。

そういういろんな面で使うということで、了解です。

○藤田委員長 ほかに質疑はございますか。佐藤委員。

○佐藤委員 不動産売払収入、10 ページです。

3,322万8,000円マイナスとなったのですが、これは認識としては、鹿沼市が持っている土地で、売りたいのだと、それが、金額の合計が、この3,322万8,000円が、令和4年は結果として、売れなかったということですから。

今鹿沼市が持っている土地で売りたいと思っている土地の総額が約、簿価で、売り値でいうと3,300万円という、そういう認識でいいのでしょうか。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。網行政経営課長。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です。

佐藤委員の質疑にお答えいたします。

こちら不動産の売り払い収入につきましては、毎年、予算のほうですね、当初予算で計上しまして、その後、売買の実績に伴いまして、今回のような、最終的な増減ということになっております。

それで、予算の組み方を説明させていただきますと、鹿沼市のほうで、公売地というものを持っておりまして、そちらをホームページで公表しております。

市有地の中で、「こういったものは売れるかな」ということで、公売地として公表しております。その金額で予算を要求しております。

そうなのですが、実際のところ、それがそのまま売れるというのは、正直なところ、現在あまりなく、「どうしても市有地の隣接地を買いたいんだ」とか、新規で話があって公売するとか、そういう形のものも多くありまして、そういったものを含めての実績となってしまうので、予算と実績が、では予算で組んだものがどれだけ売れたか売れないかという形ではなくて、年度の実績にあわせての精算しているというような状況でございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○藤田委員長 ほかに質疑はございますか。鈴木委員。

○鈴木委員 今佐藤議員が聞いていたこの不動産売り払いの収入のやつで、市としてはどんなものを売り払おうとしているのかね、主なものをちょっと教えていただきたいと思っております。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。網行政経営課長。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です。

鈴木委員の質疑についてお答えいたします。

令和4年度ですね、そちら33件の不動産売り払い実績の内訳のほうを説明させていた

だきますと、市有地の売却、公売地も含めてなのですが、市有地の売却が10件で、金額としましては、2,385万751円となります。

そのほかに、鹿沼市が管理しております法定外公共物、青地・赤道ですね、こういった部分の用途廃止に伴う払い下げが23件ありまして、金額で944万9,109円、その2つの金額あわせまして、総額で3,329万9,860円という実績になっております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 わかりました。

ついでにですね、同じページの、この一番下のこのふるさとかぬま寄附金、7,038万7,000円ということで、ふるさとかぬま寄附金もね、今のところ好調だというふうに、コロナ禍でもあるにもかかわらずね、好調だということですがけれども、その理由について、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。柏熊いちご市営業戦略課長。

○柏熊いちご市営業戦略課長 いちご市営業戦略課長の柏熊です。よろしくお願いします。

鈴木委員のご質疑について、お答えいたします。

今回の専決補正で7,038万7,000円の補正増によりまして、令和4年度の受け入れ総額が4億7,038万7,000円となりまして、先ほど説明ありましたように、23.9%の前年比増ということになっております。

その理由ですがけれども、まず、昨年度から好評でありましたゴルフクラブが、また今年も、令和4年度も高水準で、高い水準で確保できたということがまず一つあります。

それから、昨年度、新規登録しましたイチゴですね、イチゴとそれから健康食品サプリメント、こちら高順位にランクインしたことによりまして、影響があったかと思えます。

それから、12月にふるさと納税の自動販売機を設置したのですがけれども、こちら12月からの運用にかかわらず、138件、969万円の寄附があったということが影響しているのではないかと思います。

それから、昨年度あたりからですね、ふるさと納税のテレビコマーシャルなんかも放映されるようになりまして、全国的にも、ふるさと納税を始める人が増えたのかなということも考えられます。

以上でございます。

○藤田委員長 よろしいですか。はい、鈴木委員。

○鈴木委員 この自動販売機というのはこの、あれですか、ゴルフクラブか何かのあれですか。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。柏熊いちご市営業戦略課長。

○柏熊いちご市営業戦略課長 自動販売機につきましては、12月に、鹿沼カントリークラブに1台設置したものでございまして、12月から運用ですので、今度の12月で更新時期を迎えるものでございます。

今後につきましては、増やすとか、継続するとかにつきまして、ゴルフ場の都合もあるものですから、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

- 鈴木委員 プレー券ですね、要するにプレー券。
- 柏熊いちご市営業戦略課長 あ、そう、プレー券でございます。
- 鈴木委員 プレー券ですね。
- 柏熊いちご市営業戦略課長 はい。失礼しました。
- 藤田委員長 ほかに質疑はございますか。鈴木委員。
- 鈴木委員 最後、14 ページの住民基本台帳費で、マイナンバーで4,299 万円の減ということで、このマイナンバーの実績が、ちょっと減について、ちょっと説明願います。
- 藤田委員長 執行部の説明をお願いします。青木市民課長。
- 青木市民課長 市民課長の青木です。よろしくお願いいたします。

ただいまの鈴木委員のご質問にお答えいたします。

3 項 1 目 住民基本台帳費、4,299 万円の減額の理由についてご説明いたします。

14 ページ、3 段目をご覧ください。

職員手当、398 万 6,000 円の減につきましては、マイナポイント事業が年度をまたいで、今年 9 月末までに延長となったことから、カード交付による窓口の混雑が分散、緩和され、対応する職員の時間外等手当等の人件費が不要になったためです。

委託料 184 万 8,000 円の減につきましては、コミュニティセンターのマイナカード事務専用端末のネットワーク回線が既存の回線を使用することで、回線工事費が不要となったためです。

使用料及び賃借料 142 万 2,000 円の減につきましては、電算システムのリース料の支払い実績による執行残となります。

最後に、負担金 3,573 万 4,000 円の減につきましては、市区町村では、マイナンバーカード作成に係る事務及び住基システム、コンビニ交付システムの保守等を、地方公共団体情報システム機構、通称 J-L I S に委託しており、委託にかかった費用については、令和 3 年度までは、国から個人番号カード交付事業費補助金として、市町村に支払われ、市区町村が負担金として、J-L I S に支払っておりました。

しかし、事務の簡素化を目的に、令和 4 年度から市区町村を経由せず、国から直接、J-L I S に補助金として支払われるようになったため、J-L I S への負担金として計上していた 3,573 万 4,000 円を全額減額するものです。

説明は以上です。

- 藤田委員長 ほかに質疑は、はい、鈴木委員。
- 鈴木委員 そうしますと、このマイナンバーカードの作成費用負担金としてね、各自治体が払っていると、途中から国が直接払うようになったといます。  
大体マイナンバーカード 1 枚当たり、どのぐらいかかるのか、ちょっと教えて、経費含めてお聞かせ願いたいと思います。
- 藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。青木市民課長。
- 青木市民課長 市民課長の青木です。

ただいまの鈴木委員の質問にお答えします。

負担金について、マイナンバーカードの作成を委託しておりますが、マイナンバーカードの 1 枚当たりの作成の金額ですね、こちらについてですが、マイナンバーカード紛失等の場合、再発手数料として 1,000 円を窓口で徴収しております。

電子証明書の搭載手数料は、200 円となっているため、電子証明書を希望しない場合は、800 円となっております。

説明は以上です。

○藤田委員長 ほかに質疑はございますか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 37 号中、総務常任委員会関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 はい。

したがって、議案第 37 号中、総務常任委員会関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

では、1 時間も間もなくたちますので、暫時休憩いたします。

再開は、11 時 5 分といたします。

(午前 10 時 59 分)

○藤田委員長 それでは、再開いたします。

(午前 11 時 05 分)

○藤田委員長 次に、議案第 40 号 専決処分事項の承認について(鹿沼市税条例の一部改正)を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。鈴木税務課長。

○鈴木税務課長 税務課長の鈴木です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第 40 号 専決処分事項の承認について(鹿沼市税条例の一部改正)についてご説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、地方税統一QRコード等をつけた納付書様式を規定したほか、「個人市民税における事業所得等に係る特例の適用期限」及び「軽自動車税の種別割における課税の特例期限」の延長等をそれぞれ行うとともに、項ずれ等に合わせた引用条項の整備を行うものであり、本年 3 月 31 日付で専決処分させていただいたものであります。

主な改正点についてご説明いたします。

新旧対照表の 1 ページをお開きください。

新旧対照表の 1 ページですね。

よろしいでしょうか。

第 46 条につきましては、個人市民税の給与所得に係る特別徴収税額の納入書について、施行規則様式の新設に伴い、地方税統一QRコード等を申告税目の納入書に反映した新様式を定める改正であります。

(「進めてください。大丈夫ですから」と言う者あり)

○鈴木税務課長 はい。

次に、第 48 条第 1 項及び第 5 項につきましては、法人市民税の納付書について、施行規則様式の新設に伴い、やはり地方税統一QRコード等を申告税目の納付書に反映した新様式を定める改正であります。

令和 5 年度より、一部の税目について、地方税統一QRコード等を活用した納付が開

始されました。申告税目によっては地方税法施行規則において納付書様式を定めていることから、QRコードをつけた様式を新たに定めることとした今回の地方税法施行規則の改正にあわせて、市条例を改正することとなります。

なお、新様式によりQRコードを用いた納税ができるようになる規定であり、必ずしも使用する必要はございません。

次に、3ページをお開きください。

中段の附則第8条第1項につきましては、「肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例」について、適用期限を3年間延長し、令和6年度までを令和9年度までに変更する改正であります。

なお、本特例は、1頭当たりの売却価格が100万円未満の肉用牛について、年間の売却頭数が1,500頭までは、その売却による所得に対する市民税が免除されるものになります。

次に、6ページをお開きください。

中段の附則第16条につきましては、軽自動車税種別割のグリーン化特例について、より環境性能の良い車両の普及を後押ししていく観点から、適用期限を3年間延長し、令和8年3月31日までに取得したものを対象とするものであります。

ただし、25%軽減の対象については、2年間延長し、令和7年3月31日までに取得したものが対象になります。

次に、9ページをご覧ください。

中段の附則第17条の2第1項及び第2項につきましては、「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例」について、適用期限を3年間延長し、令和5年度までを令和8年度までに変更する改正であります。

なお、本特例は、優良住宅地の造成のために、5年以上保有していた土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に対する市民税について、軽減税率が適用されるものになります。

次に、10ページをご覧ください。

附則第25条につきましては、「新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例」に係わる規定において、附則第26条の削除により「新型コロナウイルス感染症特例法」の文言を削除する改正であります。

なお、そのほかにつきましては、法の改正に伴う条項削除、用語の整理、引用条項の整理等を行うものであります。

以上で、議案第40号 専決処分事項の承認について（鹿沼市税条例の一部改正）の説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

○藤田委員長 別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第40号については原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第40号については原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 41 号 専決処分事項の承認について(鹿沼市都市計画税条例の一部改正)を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。はい、鈴木税務課長。

○鈴木税務課長 税務課長の鈴木です。

議案第 41 号 専決処分事項の承認について(鹿沼市都市計画税条例の一部改正)についてご説明いたします。

新旧対照表 10 ページをお開きください。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うものであり、本年 3 月 31 日付で専決処分させていただいたものであります。

以上で、議案第 41 号 専決処分事項の承認について(鹿沼市都市計画税条例の一部改正)の説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 41 号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 41 号については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 43 号 専決処分事項の承認について(令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 3 号))のうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。よろしくお願いたします。

議案第 43 号 「令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 3 号)」のうち、関係予算の内容についてご説明いたします。

この補正につきましては、国の物価高騰対策として実施する子育て世帯への臨時給付金の生活支援特別給付事業のほか、国のマイナポイント申し込み期限の再延長に基づく支援体制を図るため、関係予算について、4 月 10 日付で専決処分を行ったものであります。

お手元の「令和 5 年度補正予算に関する説明書」、表紙に「一般会計(第 3 号)」と入っている資料をご覧ください。その 3 ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

15 款 国庫支出金、2 項 1 目 総務費国庫補助金の右側のページ、2 節 戸籍住民基本台帳費国庫補助金、725 万 8,000 円の増につきましては、マイナポイントの申請期限が延長されたことにより、支援窓口に係る財源として計上するものであります。

補助率は 10 分の 10 であります。

5 ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明いたします。

一番上の、2 款 総務費、1 項 3 目 行政情報ネットワーク管理事業費、725 万 8,000 円の増につきましては、マイナポイントの申請期限が 5 月末日から 9 月末日まで延長されたことに伴い、市に設置している支援窓口を引き続き 9 月末日まで延長して開設する

ための委託料であります。

以上で、令和5年度一般会計補正予算（第3号）のうち、関係予算の説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段、はい、佐藤委員。

○佐藤委員 最後質問という体にしますけれども、意見にはなってしまうのですが、総額1億円ではありますけれども、県内のほかの他市を見ていると、ちゃんとこういう額でも、臨時の議会を開いて、専決ではなく、ちゃんと質疑をして承認をしてという手続を踏んではいるのですが、鹿沼市においては、そういうのがほとんど見られないのですね。

もう大体専決で大事なことを決めてしまっているというのが、これ横行しているのですけれども、今回の補正予算に限りましては、どういった経緯で、臨時議会を開かずに、専決処分がなされたかという説明だけを、形だけ求めて意見差し上げます。

答弁願います。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。半田財政課長。

○半田財政課長 佐藤委員の質問にお答えいたします。

今回の専決補正予算につきましては、特に子育て世帯への臨時給付金の支給、これにつきまして、国の通達においては、5月末までに給付を開始するよという通達がありました。

そのため、その支給に図るためのシステムの改修の委託等によりましては、4月中旬から動かなければならないというような事情がありました。

そういうこともありまして、今回は専決補正という手続をとらせていただいたものになります。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 ほかに質疑はございますか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第43号中、総務常任委員会関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第43号中、総務常任委員会関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第44号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）についてのうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。はい、半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。よろしくお願いたします。

議案第44号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）についてのうち、関係予算の内容についてご説明いたします。

「令和5年度補正予算に関する説明書」、表紙に「一般会計（第4号）」と入っている

資料になりますが、その3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

一番上の、15款 国庫支出金、2項 1目 総務費国庫補助金、2億7,513万1,000円の増につきましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰の支援策として、国の交付金を活用し、特に家計への影響が大きい非課税世帯を対象に1世帯当たり3万円の給付を行う事業に係る財源としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上するものであります。

5ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明いたします。

一番上の、2款 総務費、1項 6目 自治振興費、277万5,000円の増につきましては、名誉市民の推挙に伴い、鹿沼市名誉市民条例に基づき支給する一時金等の関連経費を計上するものであります。

その下の、8目 財産管理費、1億円の増につきましては、体育施設の充実によるスポーツの振興を目的とした寄附の受け入れに伴い、将来の具体的な事業化に向け、公共施設整備基金へ積み立てるものであります。

一番下の、14款 予備費、277万5,000円の減につきましては、名誉市民関連経費に係る財源調整のため、減額するものであります。

以上で、令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）のうち、関係予算の説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。佐藤委員。

○佐藤委員 これは国からいつまでに執行するように言われている補正予算ですか。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。半田財政課長。

○半田財政課長 こちらの内容につきましては、特に大きいものになりますと、非課税世帯への1世帯当たり3万円の給付に係る事業になります。

これにつきましては、鹿沼市の方針としまして、令和5年度の非課税世帯に対して給付するものとしておりますので、この内容、非課税世帯の対象が固まってくるのが6月となります。

この後、対象者を絞りまして、7月に対象者への通知を発送する予定になっておりますので、今回の6月議会に計上させていただいたものになっております。

国のほうからは、いつまでに給付するというような指示はございません。

以上で答弁を終わります。

○藤田委員長 ほかに質疑はございますか。鈴木委員。

○鈴木委員 6ページの、この財産管理費の公共施設整備基金積立金、この1億円、スポーツ振興についてですけれども、これをもう少し具体的に教えていただきたいと思えます。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。網行政経営課長。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です。

鈴木委員の質疑にお答えいたします。

まず、1億円の寄附ということで、寄附のほうを受け入れておりまして、その1億円

ですね、そちらを一旦公共施設整備基金に積み立てるということになっております。

その積み立てる理由なのですが、これから事業内容を検討して、具現化するという事になっていきますので、実際体育施設ということになりますので、教育委員会事務局のほうで、今後どういう整備をするかというのを検討するようになると思いますので、現時点では、ちょっと事業内容までは把握しておりません。

わからないというところで、それなので一旦基金に積み立てるといような内容になっております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 よろしいですか。

ほかにご質疑はありませんか。

では、別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 44 号中、総務常任委員会関係予算については原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 44 号中、総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 46 号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。齋藤総合政策課長。

○齋藤総合政策課長 総合政策課長の齋藤です。

議案第 46 号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同約の変更について、ご説明いたします。

まず、栃木県市町村総合事務組合とは、県内の市町村の事務の一部を共同処理することで、効率的な行政運営を図るため、地方自治法に基づき設立された一部事務組合であり、現在、県内の全市町と 14 の一部事務組合等により組織されております。

次に、今回提出いたしました議案についてですが、現在、栃木県市町村総合事務組合に加入している佐野地区衛生施設組合が、本年 9 月 30 日をもって解散することに伴い、同日をもって栃木県市町村総合事務組合から脱退することになりました。

これにより、組合を組織する地方公共団体の数が減少するとともに、組合の規約を変更し、「佐野地区衛生施設組合」の名称を削除するため、関係地方公共団体と協議するものであります。

今回の議案の内容は、本市に直接影響するものではありませんが、団体数の減少と規約の変更の協議に当たりましては、地方自治法の規定により、組合に加入する全ての地方公共団体の議決を経ることとされておりますので、議案として提出するものであります。

以上で、議案第 46 号についての説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 46 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 46 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 47 号 佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。齋藤総合政策課長。

○齋藤総合政策課長 総合政策課長の齋藤です。

議案第 47 号 佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について、ご説明いたします。

佐野地区衛生施設組合は、現在、栃木県市町村総合事務組合において、退職手当支給事務を共同処理しておりますが、栃木県市町村総合事務組合からの脱退に伴い、これまで佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合に納付していた負担金などのうち、既に支給された退職金や事務手数料などを差し引いた残金を、佐野地区衛生施設組合に還付することについて、関係地方公共団体と協議するものであります。

この議案も先ほどの議案第 46 号と同様に、本市に直接影響するものではありませんが、脱退に伴う財産処分に当たりましては、地方自治法の規定によりまして、組合に加入する全ての地方公共団体の議会の議決を経ることとされておりますため、議案として提出するものであります。

以上で、議案第 47 号についての説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。佐藤委員。

○佐藤委員 これ、もちろん反対するつもりはないのですが、ちょっと勉強のため聞いておきたいのですが、佐野地区衛生施設組合というのは、どういうものかというの、そもそも。

それで、どんな背景で脱退するという事になったのか。

それで、自分の理解では、その脱退をするものだから、当然その財産の分与というのがあるので、それを協議、当然、「抜けるのだから、その分」というのはわかるので、議会としても認めてくださいということになる、ということをおっしゃっているのだと理解しているんですね。

それで、これ、もっと、ではシビアなケースです、本当に市町村のお互いの利害が絡み合ってしまうときに、これ、では、例えば、このケースですよ、「いや、もう鹿沼市としては認められない」となった場合、どうなってしまうのかなという、その2つお願いします。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。齋藤総合政策課長。

○齋藤総合政策課長 お答えさせていただきます。

まず、佐野地区衛生施設組合とはどんな組合かということなのですが、こちらは佐野市と栃木市の旧岩舟町と旧藤岡町の火葬及びし尿処理を共同で行う団体です。

それで、解散する理由としてなのですが、実は火葬につきましては、栃木市が整備しました、新しい火葬場が 10 月 1 日から供用開始することになりますので、そちらの業務

が離れるということです。

それと、し尿処理に関しましては、外部委託をすることを決定したので、共同事務処理の必要がなくなったということで、9月30日をもって解散する予定ということで、話を聞いております。

また、今回議案として出させていただいておりますが、議決が得られなかった場合ですね、こちらの場合なのですが、これもちょっと組合のほうに聞いてみたのですが、関係地方公共団体との協議において、過去に否決されたことはありませんが、もし、否決となった場合には、佐野地区衛生施設組合が解散となる一方で、規約が変更されないこととなります。

栃木県市町村総合事務組合に確認したところ、その場合には、国や県から指導が入る可能性がある、今までないので、そこまでの把握までしかできてないということでした。

説明は以上となります。

○藤田委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第47号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第47号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第48号 鹿沼市税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。鈴木税務課長。

○鈴木税務課長 税務課長の鈴木です。

それでは、議案第48号 鹿沼市税条例の一部改正について、ご説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、森林環境税の賦課、徴収方法等を定めるとともに、特定の要件を満たすマンションについて長寿命化改修工事を行った際の固定資産税の減額に係るわがまち特例の割合の設定等を行うためのものであります。

主な改正点についてご説明いたします。

新旧対照表の17ページをご覧ください。

個人市民税については、森林環境税の導入に伴う改正が中心となります。

まず、第34条の9第2項につきましては、「配当割額または株式等譲渡所得割額の控除」について、控除不足額に対して還付または充当する場合において森林環境税を含む旨を規定する改正であります。

なお、施行日については、令和6年1月1日となります。

次に、第36条の3の2第2項につきましては、「個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書」について、記載事項を簡素化する改正であります。

給与所得者の扶養親族等申告書について、前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項に代えて、異動がない旨の記載によることができる改正であります。

なお、施行日については、令和7年1月1日となります。

次に、18ページをご覧ください。

中段の第38条第3項につきましては、「個人の市民税の徴収の方法等」について、森

林環境税の導入に伴い、賦課、徴収方法について規定する改正であります。

施行日については、令和6年1月1日となります。

次に、第41条につきましては、「個人の市民税の納税通知書」に記載すべき納付額を、市県民税と森林環境税の合算額とする改正であります。

施行日については、令和6年1月1日となります。

19ページをご覧ください。

次に、第44条につきましては、「給与所得に係る個人の市民税の特別徴収」について、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額、及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正であります。

施行日については、令和6年1月1日となります。

次に、20ページをご覧ください。

下段の第47条、「給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ」について、これは次のページになりますが、第2項につきましては、給与からの特別徴収税額の変更により、過納または誤納に係る税額を還付または充当する場合においても森林環境税を含む旨を規定する改正であります。

施行日については、令和6年1月1日となります。

次に、第47条の2につきましては、「公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収」について、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得割額、及び均等割額に森林環境税を含む旨を規定する改正であります。

施行日については、令和6年1月1日となります。

次に、22ページをご覧ください。

第47条の6第2項につきましては、「年金所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ」について、公的年金からの特別徴収税額の変更により、過納または誤納に係る税額を還付または充当する場合においても森林環境税を含む旨を規定する改正であります。

施行日については、令和6年1月1日となります。

次に、23ページをご覧ください。

第82条第1項第1号エにつきましては、「種別割の税率」について、原動機付き自転車のミニカー区分から、特定小型原動機付き自転車を除外する改正であります。

除外した結果、特定小型原動機付き自転車は、第82条第1項第1号アの原動機付き自転車の第一種区分に該当することになります。

施行日については、令和5年7月1日となります。

次に、附則第10条の2第18項、及び附則第10条の3第10項につきましては、地方税の特例措置で、国が一律に定めていた内容を、地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるような仕組み、いわゆる「わがまち特例」に関することであります。

新たに、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に規定する、管理計画の認定を受けたマンション等一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行った場合に、翌年度の当該マンションに係る固定資産税を減額する制度が創設されました。

本規定は、当該制度について、特例割合及び特例を受けようとする者がすべき申告に

ついて定めるものであります。

特例の割合につきましては、3分の1とするものです。

施行日については、公布の日となります。

次に、24ページをお開きください。

附則第15条の2第4項及び附則第16条の2第3項につきましては、軽自動車の環境性能割と種別割において、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を100分の10から100分の35に変更するものであります。

施行日については、令和6年1月1日となります。

そのほかにつきましては、引用条項の整理を行うものであります。

以上で、議案第48号 鹿沼市税条例の一部改正についての説明を終わります。

○藤田委員長 はい。執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第48号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第48号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第50号 鹿沼市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。はい、星野予防課長。

○星野予防課長 予防課長の星野です。よろしくお願いいたします。

議案第50号 鹿沼市火災予防条例の一部改正について、ご説明いたします。

はじめに、改正の理由についてであります。現在普及している急速充電設備の実態を踏まえ、今後は自動車、または原動機付き自転車以外のものを充電対象とする急速充電設備が普及拡大することを想定されることから、対象火気省令上の急速充電設備の充電対象が、「電気を動力源とする自動車、原動機付き自転車、船舶、航空機その他これらに属するもの」とされるとともに、当該設備の全出力の上限を撤廃し、あわせて、当該設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を見直すため、対象火気省令の一部改正(令和5年2月21日公布)が行われました。

これに伴い、「火災予防条例(例)」についても、所要の改正が行われることから、鹿沼市火災予防条例を改正することとしたものであります。

次に、喫煙等に関する規定の見直しについて、健康増進法に規定するものを含めた「喫煙所」、「禁煙」、「火気厳禁」と表示した標識とあわせて設ける図記号にあっては、国際標準化機構に定めた規格または日本産業規格(JIS規格)に適合するものとしなければならないこととしたため、火災予防条例別表2を削除するものであります。

施行期日ではありますが、火災予防条例(例)の施行期日が、令和5年10月1日としたことから同じく令和5年10月1日としました。

以上で説明を終わります。

ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 50 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 50 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 75 号 令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 5 号) についてのうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。よろしくお願ひいたします。

議案第 75 号 令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 5 号) についてのうち、関係予算の内容についてご説明いたします。

お手元の「令和 5 年度補正予算に関する説明書」、表紙に「一般会計 (第 5 号)」と入っている資料になりますが、その 3 ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

上の段、15 款 国庫支出金、2 項 1 目 総務費国庫補助金、2 億 4,864 万 9,000 円の増につきましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰の支援策として国の交付金を活用し、生活支援、子育て支援、事業者支援等に係る財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上するものであります。

5 ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明いたします。

一番上の、2 款 総務費、1 項 5 目 交通対策費、830 万円の増につきましては、燃料費高騰対策として、市内に本社または営業所が所在する貸し切りバス事業者を対象に、バス 1 台当たり 10 万円、タクシー事業者へ車両 1 台当たり 5 万円の支援金を支給するものであります。

以上で、令和 5 年度一般会計補正予算 (第 5 号) のうち、関係予算の説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 6 ページのですね、このバス路線対策費、貸し切りバスが 1 台 10 万円、タクシーが 1 台 5 万円で、これが何台分なのか、ちょっと教えていただきたいと。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤生活課長。

○佐藤生活課長 ただいまの鈴木委員の質疑にお答えいたします。

まず、貸し切りバス 1 台当たり 10 万円につきましては 52 台分、520 万円を計上しております。

また、タクシー 1 台当たり 5 万円につきましては 62 台分ということで 310 万円、合計で 830 万円を計上しております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 これトラックは含まれないのですか、トラックは。

○藤田委員長　トラックは別ですね。

では執行部の説明をお願いします。半田財政課長。

○半田財政課長　財政課の半田です。

トラックの事業につきましては、商業振興推進事業費のほうで計上しておりまして、600台を計上してございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長　ありがとうございました。

ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第75号中、総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長　ご異議なしと認めます。

したがって、議案第75号中、総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

この後、この会場で予算特別委員会の小委員会を開催いたします。

委員の皆さんは、引き続きご出席くださいますよう、よろしく申し上げます。

お疲れさまでした。

(午前11時46分)